

北九州市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書兼同意書

受給者番号※1							
申請者	(フリガナ) 氏名			生年月日			
夫 (自署)	()			昭和 平成	年	月	日 (歳)
妻 (自署)	()			昭和 平成	年	月	日 (歳)
住所	〒						
	電話 ()						
住所※2	〒						
	電話 ()						
婚姻関係	法律婚(婚姻年月日 年 月 日) ・ 事実婚(口要申立書)						
本事業 の申 請	<input type="checkbox"/> 今回が初めて <input type="checkbox"/> 2回目以降 →		(2回目以降の方) 助成後に子を出産している場合、直近の出産日 ※3 年 月 日				
	男性不妊治療分 除く	助成金を過去 () 回受けた(上記の助成回数は除く) 1. 北九州市 年度 (回) 2. 県市名 () 年度 (回)					
	男性不妊治療分	助成金を過去 () 回受けた 1. 北九州市 年度 (回) 2. 県・市名 () 年度 (回)					
振込先	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 出張所					
	普通 口座	口座名義人(フリガナで記入)					
口座番号(左詰記入)							

上記のとおり関係書類を添えて、特定不妊治療費の助成を申請します。また、北九州市に転入して申請する場合は、以前に住んでいた自治体に受給歴の確認を行うことに同意します。

申請者 氏名 夫 _____ 妻 _____ (夫及び妻が自署)
北九州市長様 _____ 令和 年 月 日

- ※1: 受給者番号の枠内は記入しないこと。
- ※2: 夫婦の住所が異なる場合に記入する。(単身赴任等の理由で、夫婦が異なる場所に住所を有する場合。)
- ※3: 本事業の助成を受けた後に出産(12週以降の死産を含む)に至った場合は、それまでの助成回数がりセットされます。ご提供いただいた個人情報は、北九州市個人情報の保護に関する条例12条に基づき、不妊に悩む方への特定治療支援事業以外の目的で利用することはありません。

(添付書類)

- 1 北九州市不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書(治療した医師が記載したもの)
- 2 夫婦の氏名、住所、生年月日、続柄(夫婦であること)を証明できる書類
 - ① 夫婦の住民票(続柄記載分)3か月以内に発行されたもの
 - ② ①で夫婦の続柄が証明できない場合(事実婚を含む)は他に戸籍謄本等が必要
- 3 助成回数をリセットする場合は、助成後に出生に至ったことを証明できる書類(母子健康手帳等)
- 4 夫及び妻の市県民税所得(課税)額証明書もしくは、給与所得等に係る市県民税・県民税・特別徴収額の決定通知「この通知書は、北九州市に提出する所得税(課税額)証明書の代用になります」と記載があるものについては、証明書の代用となります。その場合は、原本提出となります。(令和3年3月31日までに申請する場合に限る)
- 5 医療機関発行の当該治療に係る領収書(原本)
- 6 振込口座等が確認できる書類
- 7 申立書(事実婚の場合(様式第7号)や夫婦で住所が異なる場合、領収書の一部が紛失などの際は、申立書が必要です。)

【表面】※裏面をご確認ください。

治療の内容・結果および妊娠の経過について

行政への報告を行うことに関する説明書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することになります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

(報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません)

I 治療から妊娠まで

- (1) 患者（女性）の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容、妊娠の有無

II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況

以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する説明書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。

転入された方は、以前にお住まいの自治体に、この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。